

全国自治基本条例項目一覧（施行日順） ※欄内の数字は条例中の条項番号

NO	都道府県	市町村	条例名	施行日	前文 (基本理念)	目的	位置づけ	定義	基本理念	自治の 基本原則	権利・役割・責務			市議会	総合計画	行政評価	説明責任	情報公開
											市・町・村・区 民	市・町・村・区	市・町・村・ 区長					
1	北海道	ニセコ町	ニセコ町まちづくり基本条例	H13.4.1	○	○ 1	○ 5 7			○ 2	○ 10~13	○ 27~35	○ 25	○ 4 17~2	○ 37~ 39	○ 46・ 47	○ 4	○ 3・7
2	兵庫	宝塚市	宝塚市まちづくり基本条例	H14.4.1	○	○ 1	○ 1 8		○ 2		○ 6	○ 3	○ 4		○ 14	○ 15	○ 7	○ 9
3	北海道		道行政基本条例	H14.10.18	○	○ 1			○ 2	○ 3~6		○ 21・22	○ 20		○ 7	○ 8		○ 3
4	福島	会津坂下町	会津坂下町まちづくり基本条例	H15.4.1	○	○ 1	○ 1 5	○ 2		○ 3	○ 11	○ 12		○ 13				○ 7
5	埼玉	鳩山町	鳩山町まちづくり基本条例	H15.4.1	○	○ 1	○ 3 5	○ 2	○ 3		○ 4~6	○ 11~15		○ 9・10		○ 30	○ 31	
6	石川	羽咋市	羽咋市まちづくり基本条例	H15.4.1	○	○ 1	○ 2 1	○ 2		○ 3	○ 9		○ 10	○ 12	○ 13	○ 15	○ 6	○ 4
7	東京	杉並区	杉並区自治基本条例	H15.5.1	○	○ 1	○ 3 1	○ 2	○ 3		○ 4・5	○ 7	○ 12	○ 8~10	○ 14	○ 21	○ 19	○ 17
8	新潟	吉川町	吉川町まちづくり基本条例	H15.10.1	○	○ 1	○ 3	○ 2	○ 4・5	○ 6~9	○ 10・11	○ 15・16	○ 14	○ 12・1 3	○ 19・ 20	○ 23	○ 17	○ 21・24
9	新潟	柏崎市	柏崎市市民参加のまちづくり基本条例	H15.10.1	○	○ 1	○ 3	○ 2		○ 4~6	○ 11	○ 13	○ 15	○ 14	○ 19		○ 17	○ 10
10	兵庫	伊丹市	伊丹市まちづくり基本条例	H15.10.1	○	○ 1	○ 1 3		○ 2		○ 3・4	○ 5				○ 9		○ 6
11	愛知	東海市	東海市まちづくり基本条例	H15.12.22	○	○ 1	○ 1 9	○ 2	○ 3		○ 4・5	○ 6	○ 7		○ 9	○ 14	○ 13	○ 10
12	埼玉	富士見市	富士見市自治基本条例	H16.4.1	○	○ 1	○ 2 6	○ 2		○ 3~5	○ 6・7	○ 9	○ 10	○ 8	○ 17	○ 24	○ 19	○ 18
13	埼玉	草加市	草加市みんなでまちづくり自治基本	H16.6.18	○	○ 1	○ 5		○ 3	○ 4	○ 6・7	○ 11	○ 10	○ 9		○ 17	○ 12	○ 13
14	栃木	大平町	大平町自治基本条例	H16.7.1	○	○ 1	○ 5 6	○ 2		○ 3~6	○ 11~19	○ 28	○ 7 25~2	○ 4 22~2	○ 40~ 42	○ 51	○ 7	○ 8
15	東京	多摩市	多摩市自治基本条例	H16.8.1	○	○ 1	○ 2	○ 3		○ 4	○ 5・6	○ 15	○ 4 13・1	○ 8~11		○ 26	○ 20	○ 17・18
16	新潟	関川村	関川村むらづくり基本条例	H16.8.1	○	○ 1		○ 2		○ 3	○ 6	○ 12		○ 11	○ 14	○ 20		○ 17

全国自治基本条例

NO	都道府県	市町村	個人情報保護	行政手続	財政	住民投票	地域間連携	パブリック・コメント	住民協働	情報の共有	都市内分権	地域コミュニティ	条例の見直し	備考
1	北海道	ニセコ町	○ 9	○ 54	○ 40~45	○ 48・49	○ 50~53	○ 54	○ 5・36	○ 2・7		○ 14~16	○ 45	意思決定の明確化(6), 情報の収集および管理(8), 就任時の宣誓(26), 組織(30), 審議会等への参加(31), 意見・要望・苦情等への応答義務等(32), 意見・要望・苦情等への対応のための機関(33), 条例制定等の手続き(54), 条例等の体系化(56)
2	兵庫	宝塚市	○ 10	○ 11	○ 16	○ 17	○ 13			○ 8				職員の責務(5), 総合的な市政の推進(12)
3	北海道		○ 15		○ 9		○ 17		○ 16					付属機関の等の委員の公募(5), 執行体制の整備(10), 外部監査人の監査(11), 法令の解釈(12), 許可等の処分等に関する手続(第13), 苦情の審査(14), 国への協力要請および意見等の提出(19), 知事の責務(20), 職員の責務(21), 職員の育成(22)
4	福島	会津坂下町				○ 4	○ 10		○ 13					地域理解の促進(5), 合意形成の重視(6), 人材育成(8), 公益的活動の推進(9)
5	埼玉	鳩山町			○ 14	○ 34	○ 15	○ 32	○ 16~20			○ 7~8		環境共生したまちづくり(21), 人権を尊重するまちづくり(22), 文化創造のまちづくりの推進(23), 文化創造への支援(24), 健康の増進と福祉の向上(25), 保健, 医療および福祉の連携(26), 安全なまちづくり(27), 潤いのあるまちづくり(28), 個性あるまちづくり(29), 町民意識調査(33), 改正(36)
6	石川	羽咋市	○ 5	○ 16	○ 14	○ 20	○ 8		○ 7				○ 22	地域社会団体等との協働(7), 職員の責務(11), 市民からの事前提言(17), 会議公開の原則(18), 委員の公募(19)
7	東京	杉並区	○ 18	○ 16	○ 22~24	○ 26・27	○ 30	○ 28	○ 25					事業者の権利および責務(6), 執行機関に関する基本的事項(11), 執行機関の組織および職員(13), 総合的な行政サービスの提供(15), 区民等の要望の取扱(20), 付属機関等への参加(29)
8	新潟	吉川町	○ 22		○ 25~28	○ 29	○ 30~32		○ 9	○ 8			○ 34	意見・要望・苦情等への対応のための機関(18), 国際交流(33)
9	新潟	柏崎市				○ 20			○ 8	○ 9		○ 12	○ 21	参加する権利(7), 執行機関の責務(16), 委員の市民公募(18)
10	兵庫	伊丹市				○ 12			○ 7・8	○ 6				審議会等の委員(10), 学習の機会の提供その他の支援(11)
11	愛知	東海市	○ 11	○ 12	○ 15	○ 16	○ 18		○	○ 10				総合的な市政の推進(8), 市外の人々の交流(17)
12	埼玉	富士見市	○ 21	○ 22	○ 25	○ 23			○ 5・15	○ 3			○ 27	市民参加の原則(4), 市職員の責務, 市民参加手続(12), 市民意見提出手続(13), 審議会等への参加(14), 自主的なまちづくり活動の促進(16), 応答責任(20)
13	埼玉	草加市	○ 14			○ 27・28		○ 15		○ 13~2・3			○ 29	議員の責務(8), 審議会委員などの公募(16), 人材の育成(18), 組織づくり(19), 基金などの設置(20), 拠点・ネットワークづくり(21), まちづくり支援団体(22), まちづくりの相談(23), まちづくり活動の登録など(24), まちづくり計画の提案(25), みんなでまちづくり会議(26)
14	栃木	大平町	○ 10	○ 35	○ 43~48	○ 38・39	○ 54			○ 9				地域共同体(20), 地域共同体の支援(21), 町民参加の実施(29), 意見募集(30), 職員の責務(31), 行政組織(32), 職員政策(33), 審議会等(34), 要望等への対応(36), 救済機関(37), 法務(49), 法務への参加(50), 交流(52), まちづくり活動への支援(53), 国際交流(55)
15	東京	多摩市	○ 19			○ 28・29		○ 22~25	○ 21			○ 7		市長の設置(12), 市の組織体制(16), 参画への支援(27), 自治推進委員会の設置(30)
16	新潟	関川村					○ 15		○ 19	○ 16			○ 23	コミュニティの役割(8), 集落の役割(9), むらづくり活動への支援(10), 村政の運営(13), 参画の原則(18), 推進機関(21), 条例の尊重(22)

NO	都道府県	市町村	条例名	施行日	前文 (基本理念)	目的	位置づけ	定義	基本理念	自治の 基本原則	権利・役割・責務			市議会	総合計画	行政評価	説明責任	情報公開
											市・町・村・区 民	市・町・村・区	市・町・村・ 区長					
17	神奈川県	愛川町	愛川町自治基本条例	H16.9.1	○	○ 1		○ 2		○	○ 5	○ 7		○ 6	○ 8	○ 10		○ 4・13・ 15
18	福井県	武生市 (越前市)	武生市(越前市)自治基本条例	H16.9.29	○	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○	○ 5・6	○ 13	○ 12	○ 11		○ 15		○ 14
19	三重県	伊賀市	伊賀市自治基本条例	H16.12.24	○	○ 1	○ 5	○ 2	○ 3	○ 4	○ 13・22	○ 14・2 3・42	○ 43	○ 38~4 1		○ 56		○ 8
20	大分県	九重町	九重町まちづくり基本条例	H17.2.1	○	○ 1	○ 35	○ 2		○ 3	○ 26		○ 11	○ 12		○ 32	○ 31	○ 29
21	埼玉県	久喜市	久喜市自治基本条例	H17.3.1	○	○ 1	○ 28	○ 2		○ 3	○ 4・5	○ 6	○ 7	○ 16	○ 9	○ 13	○ 11	○ 18
22	香川県	さぬき市	さぬき市まちづくり基本条例	H17.3.24	○		○ 16			○ 1	○ 2	○ 4	○ 6	○ 5			○ 11	○ 11
23	神奈川県	大和市	大和市自治基本条例	H17.4.1	○	○ 1	○ 2	○ 3	○ 前 文	○ 4~8	○ 9・10~ 12	○ 11・16	○ 15	○ 13・1 4	○ 17	○ 20	○ 21	○ 5・22
24	青森県	八戸市	八戸市協働のまちづくり基本条例	H17.4.1	○	○ 1	○ 23	○ 2	○ 3		○ 4	○ 7	○ 8	○ 9		○ 22	○ 11	○ 12
25	東京都	足立区	足立区自治基本条例	H17.4.1	○	○ 1	○ 24	○ 2	○ 5	○ 6	○ 3		○ 4	○ 3 22・2	○ 12	○ 15	○ 17	○ 7
26	東京都	文京区	文の京自治基本条例	H17.4.1	○	○ 1		○ 2	○ 3	○ 4~6	○ 8・9	○ 16~19	○ 29	○ 4 21~2			○ 32・ 34	○ 31・33
27	神奈川県	川崎市	川崎市自治基本条例	H17.4.1	○	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5	○ 6・7		○ 14・2 0	○ 2 10~1	○ 15	○ 17		○ 23・24
28	東京都	中野区	中野区自治基本条例	H17.4	○	○ 1	○ 18			○ 2	○ 3		○ 7	○ 4	○ 8	○ 10		

NO	都道府県	市町村	個人情報保護	行政手続	財政	住民投票	地域間連携	パブリック・コメント	住民協働	情報の共有	都市内分権	地域コミュニティ	条例の見直し	備考
17	神奈川県	愛川町	○ 14	○ 11	○ 9	○ 12		○ 17~23	○ 24・25					委員の公募(16), 町民公益活動の支援(26), まちづくりの推進(27), まちづくりの推進地区の指定(28), まちづくり推進団体(29), まちづくり協定の締結(30), まちづくり協定の遵守(31), まちづくり支援(32), 町民参加推進会議(33)
18	福井	武生市(越前市)				○ 16・17								市民の自治活動の原則(7), 社会貢献活動(8), 地域の自治(9), 市民自治活動の支援(10), 市民自治推進委員会(18)
19	三重	伊賀市	○ 11	○	○ 51~55	○ 19・20			○ 15~18	○ 6~9			○ 58	情報の収集および管理(10), まちづくりに参加する権利(12), 計画策定における市民参加の原則(15), 計画策定における市民参加の手続(16), 審議会等への市民参加(17), 条例制定における市民参加の手続き(18), 住民自治の定義(21), 住民自治協議会の定義・要件(24), 住民自治協議会の設置(25), 住民自治協議会の権能(26), 住民自治協議会への支援(27), 地域まちづくり計画(28), 地域振興委員会の設置(29), 地域振興委員会の所掌事務(30), 外部監査(57)
20	大分県	九重町				○ 33			○ 5				○ 37	地域学習の原則(4), 人権の尊重するまちづくり(6), まちづくりに参加する権利(7), 学ぶ権利(8), 豊かな人間関係の育成(9), 権利の行使(10), 町職員の責務(13), 参画と権利(14), 住民参画の保障(15), 審議会などの委員の公募(16), 地域学習の推進(17), まちづくり活動への支援(20), 地域単位の住民活動組織(21), 協議会の組織(22), 協議会の役割と計画書の作成(23), 活動への協力(25), 景観の保全(28), まちづくり会議(34)
21	埼玉県	久喜市	○ 19	○ 10	○ 14	○ 23	○ 25	○ 24				○ 21	○ 29	職員の責務(8), 意見, 要望, 苦情等への対応(12), 審議会等(15), 議員の責務(17), 情報の有効活用(20), 参画及び協働の推進(22), 国際社会との交流及び連携(26), 自治基本条例委員会の設置(27)
22	香川県	さぬき市	○ 12	○ 10	○ 9			○ 8	○ 15			○ 3	○ 17	職員の責務(7), 会議の公開等(13), 附属機関等の委員の公募及び構成(14)
23	神奈川県	大和市	○ 23	○ 24	○ 7・26~28	○ 30・31	○ 32		○ 4			○ 12		運営原則(18), 執行機関の組織(19), 出資法人に対する指導等(25), 厚木基地(29)
24	青森	八戸市				○ 17	○ 21	○ 13		○ 10			○ 24	子どもの権利(5), 事業者の責務(6), 施策提案制度(14), 附属機関等の委員の公募(15), 基本計画(16), 市民活動の推進(18), 地域コミュニティ活動の推進(19), 地域コミュニティ自治の推進(20), 関係行政期間等との連携(21)
25	東京都	足立区	○ 8	○ 16	○ 14	○ 11	○ 21	○ 10	○ 9				○ 25	効果的な区民サービス提供(13), 区民からの意見および要望(18), 地域の個性の尊重(19), 区民の自主的な活動の尊重(20)
26	東京都	文京区				○ 39	○ 41	○ 35	○ 42	○ 5・27				地域活動団体の権利(10), 地域活動団体の責務(11), 非営利活動団体の権利(12), 非営利活動団体の責務(13), 事業者の権利(14), 事業者の責務(15), 執行機関等の基本的事項(25), 執行機関の責務(26) 政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画(28), 職員の責務(30), 各主体相互の活動への参画(36), 区の政策等の周知(37), 区民等の意見表明(38), 社会資源の活用等(40), 区における条例の尊重義務(43)
27	神奈川県	川崎市	○ 25		○ 16	○ 31	○ 34	○ 30	○ 32	○ 27		○ 9		事業者の社会的責任(8), 市長の設置(13), 苦情, 不服等に対する措置(18), 区および区役所の役割(19), 必要な組織の整備等(20), 区民会議(22), 会議公開(26), 多様な参加の機会の整備等(28), 審議会等の市民委員の公募(29), 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(33)
28	東京都	中野区	○ 13	○ 9		○ 15・16		○ 14					○ 19	執行機関の役割および責務(5), 執行機関の職員の責務(6), 公益通報(11), 区民の不利益救済制度(12), 区民の合意事項の尊重(17)

NO	都道府県	市町村	条例名	施行日	前文 (基本理念)	目的	位置づけ	定義	基本理念	自治の 基本原則	権利・役割・責務			市議会	総合計画	行政評価	説明責任	情報公開
											市・町・村・区 民	市・町・村・区	市・町・村・ 区長					
29	静岡県	静岡市	静岡市自治基本条例	H17.4	○	○ 1	○ 3	○ 2	○ 4 ~7		○ 8~10		○ 19	○ 8 17・1	○ 15	○ 24	○ 23	○ 12
30	大阪府	岸和田市	岸和田市自治基本条例	H17.8.1	○	○ 1	○ 3 2	○ 2		○ 3	○ 4・5		○ 11	○ 8~10	○ 24	○ 28	○ 23	
31	三重県	四日市市	四日市市市民自治基本条例(理念 条例)	H17.9.1	○	○ 1	○ 2 3	○ 2	○ 3		○ 4・5		○ 10	○ 4 11~1	○ 18	○ 19	○ 8	○ 7
32	福島県	三春町	三春町町民自治基本条例	H17.10.1	○	○ 1	○ 2 0	○ 2			○ 11・12	○ 14		○ 13		○ 17		
33	香川県	善通寺市	善通寺市自治基本条例	H17.10.1	○	○ 1	○ 2 5	○ 2		○ 3	○ 4・5	○ 7	○ 8	○ 6 14~1				○ 17
34	愛知県	豊田市	豊田市まちづくり基本条例	H17.10.1	○	○ 1	○ 3				○ 8・9	○ 13	○ 12	○ 1 10・1		○ 20	○ 7	○ 19
35	三重県	名張市	名張市自治基本条例	H18.1.1	○	○ 1	○ 3 7	○ 2		○ 3	○ 4・5		○ 9	○ 6~8	○ 16	○ 25	○ 14	○ 12
36	東京都	三鷹市	三鷹市自治基本条例	H18.4.1	○	○ 1	○ 3	○ 2			○ 4・5	○ 10	○ 9	○ 7・8	○ 13	○ 25	○ 17	○ 14
37	栃木県	芳賀町	芳賀町まちづくり基本条例	H18.4.1	○	○ 1	○ 4	○ 2		○ 3	○ 5	○ 11	○ 9	○ 8	○ 13	○ 15	○ 18	○ 23

NO	都道府県	市町村	個人情報保護	行政手続	財政	住民投票	地域間連携	パブリック・コメント	住民協働	情報の共有	都市内分権	地域コミュニティ	条例の見直し	備考
29	静岡県	静岡市	○ 13			○ 25・26	○ 16		○ 11				○ 28	各行政分野の基本方針等を定める条例の制定(14)、職員の責務(20)、市民意見の聴取(21)、市民からの提案等(22)、静岡市市民自治推進審議会の設置(27)
30	大阪府	岸和田市	○ 22		○ 27	○ 20	○ 31	○ 18	○ 16	○ 21		○ 14	○ 33	事業者の権利(6)、事業者の責務(7)、他の執行機関の責務(12)、職員の責務(13)、地区市民協議会(15)、参画(17)、審議会等の運営(19)、組織(25)、法務(26)、外部機関その他第三者による監査(29)、国及び大阪府との関係(30)
31	三重県	四日市市	○ 15	○ 16	○ 20	○ 22			○ 9				○ 24	意向の把握(6)、苦情等の処理(17)、執行体制の整備(21)
32	福島県	三春町				○ 19	○ 10	○ 16	○ 3	○ 4				合意形成(5)、公益的活動の尊重(5)、学習と能力向上(7)、男女共同参画(8)、子どもの参画(9)、情報収集と管理(15)、組織の整備(18)
33	香川県	善通寺市	○ 19		○ 11	○ 23		○ 21		○ 18			○ 26	地域共同体(6)、特別職等の宣誓(9)、市の組織及び職員の責務(10)、自治立法(12)、基本構想(13)、重要な計画等への参画(20)、その他の市民参画(22)、善通寺市住民自治推進委員会(24)
34	愛知県	豊田市	○ 19	○ 25	○ 21	○ 15	○ 28		○ 4・5・14・16	○ 6	○ 17・18			市民の要望の取扱い(22)、総合的な市政運営(23)、執行機関の組織(24)、条例の制定及び法令の活用(26)、法令の遵守(27)
35	三重県	名張市	○ 13	○ 21	○ 24	○ 31・32	○ 38・39		○ 28・29・36	○ 11	○ 22・34	○ 33		職員の役割と責務(10)、要望等への対応(15)、組織(17)、人事政策(18)、法務政策(19)、法令遵守・公益通報(20)、事務事業の実施原則(23)、監査(26)、危機管理(27)、審議会等(30)、市民公益活動(35)
36	東京都	三鷹市	○ 15		○ 24	○ 35	○ 37・38	○ 16	○ 32			○ 31	○ 3	事業者の権利(6)、補佐職の設置(11)、市の率先行動の基本原則(12)、オンブズマン(19)、政策法務(22)、監査(26)、出資団体等(27)、危機管理(28)、学校と地域との連携協力(33)、国、東京都等との政府間関係(36)
37	栃木県	芳賀町	○ 19		○ 16	○ 24	○ 20	○ 28	○ 3	○ 22		○ 6・7	○ 32	就任時の宣誓(10)、現状把握(12)、計画策定等の手続(14)、財政管理(17)、自主性の尊重(21)、住民投票の請求(25)、住民投票の取り扱い(26)、まちづくり委員会の設置(27)、町民提案(29)、条例の体系化(30)、条例制定等の手続(31)

(平成18年6月18日)